

スイスにおける新型コロナウイルス関連情報（３月１１日）

【ポイント】

- ３月１１日 １２：００現在、スイス国内感染者は ６１２人
- スイスとイタリア国境におけるモニタリング措置
- スイス国際航空の運航調整
- 在スイス日本国大使館及び在ジュネーブ領事事務所からのお願い

１． ３月１１日 １２：００現在、スイス連邦内務省保健庁が発表したスイス国内における感染者数等は以下のとおりです。

（１）感染者数： ６１２人

（２）地域： ２３州／２６州

アールガウ州、アッペンツェル・アウサーローデン準州、バーゼル・ラント準州、バーゼル・シュタット準州、ベルン州、フリブール州、ジュネーブ州、グラールス州、グラウビュンデン州、ジュラ州、ルツェルン州、ヌーシャテル州、ニトヴァルデン準州、シャフハウゼン州、シュヴィーツ州、ソロトゥルン州、ザンクトガレン州、ティチーノ州、トゥールガウ州、ヴォー州、ヴァレー州、ツーク州、チューリッヒ州

（３）死亡者数： ４人

ヴォー州 ７４歳女性、バーゼル・ラント準州 ７６歳男性、ティチーノ州 ８０歳女性、バーゼル・ラント準州 ５４歳男性

スイス連邦内務省保健庁：新型コロナウイルス

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

２． ３月１１日、スイス連邦税関局は、今週 ９日（月）からスイスとイタリアの国境において往来を監視するため、国境検問所でモニタリングを開始したと発表しました。

労働許可証所持者については特段の入国制限を実施せず、不所持者については入国を控えるよう勧めるとのことでした。

また、効果的な監視及び監視員の配置のため、８３か所存在する国境検問所のうち小規模検問所を ９か所閉鎖するが国境を閉鎖する意味ではないとのことでした。

閉鎖されている小規模検問所とそれらの代替検問所については、以下のサイトでご確認ください。

スイス連邦税関局

「ティチーノ州における主要な国境検問所でのモニタリング」

<https://www.ezv.admin.ch/ezv/de/home/aktuell/medieninformationen/medienmitteilungen.msg-id-78412.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語及びイタリア語版有

3. 3月11日、スイスインターナショナル航空は、商業上の理由により予約状況を考慮した上で運航調整を実施すると発表しました。

ヨーロッパでは、4月初めまでチューリッヒとミラノ、ローマ、ヴェネツィア、フィレンツェ、ナポリ、ブリンディジ間の運航を停止し、チューリッヒとシュトゥットガルト、ニュルンベルク、ボルドー間の運航も停止するとのことです。

大陸間では、チューリッヒと北京、上海、テルアビブ間がすでに運航停止しており、4月24日まではチューリッヒとカイロ間も運航を一時停止するとのことです。

3月29日に予定されていたチューリッヒとワシントンD. C. 間の運航開始も延期されました。

運航（減便、運航停止等）、再予約、払い戻しなどに関する情報は、以下のサイトでご確認ください。

公式発表（英語）

<https://www.swiss.com/jp/en/various/breaking-news>

ホームページ（日本語）

<https://www.swiss.com/jp/ja>

4. 在スイス日本国大使館及び在ジュネーブ領事事務所からのお願い

スイスに渡航又は滞在中の邦人の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染が疑われ検査を行った場合や検査の結果感染したことが判明した場合には、在スイス日本国大使館又は在ジュネーブ領事事務所へ速やかにご一報ください。

（※連絡先は、本メールの最後に記載がございます）

5. スイスにおける新型コロナウイルス検査実施方針等

（3月6日、スイス連邦内務省保健庁発表）

（1）医療機関向け：検査実施基準

ア 検査実施対象

呼吸器症状（咳）及び／又は発熱があり、かつ下記のいずれかの基準を満たす患者

（ア）高リスク条件の患者（65才以上、高血圧、糖尿病、心臓・循環器疾患、慢性呼吸器疾患、免疫低下を伴う治療を受けている人及びガン患者）

（イ）医療従事者

（ウ）高齢者介護施設従業員

（エ）肺炎、急性呼吸器不全等の入院基準を満たす重篤症状患者

イ 呼吸器症状及び発熱があり、かつ下記のいずれかに該当する患者についても検査可能

（ア）スイス国外の感染地域に滞在した人

（イ）新型コロナウイルス陽性認定患者と緊密な接触があった人

ウ 上記の基準を満たさない場合であっても、特に高いリスクがあり、第三者の保護に資すると判断される場合は、症状を訴える患者についても検査実施可能（ただし、必要のない人の利用を防止する必要あり）

（２）国民向け

ア 呼吸困難、咳、発熱の症状が出たら自宅に留まり、公共の場への外出は避けてください。

イ 症状により医療措置が必要となる場合、まずは電話で医師や医療機関に連絡して下さい。

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/empfehlungen-fuer-die-arbeitswelt.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

６．日本国外務省 感染症危険情報：スイス「十分注意してください」（レベル１）
スイス、スペイン、ドイツ及びフランスに対する感染症危険情報
（PC版）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T054.html

（携帯版）

http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2020T054.html

７．現時点において、スイスでは空港における水際での制限措置などは導入しておらず、日本との往来に影響はありません。

（スイスに入国する人向け電話相談）

+41 58 464 44 88

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/empfehlungen-fuer-reisende.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

８．大規模イベント禁止措置（継続）

（今のところ３月１５日まで、３月１３日に禁止措置をさらに延長するかどうか決定される予定）

各種イベントの中止、延期等が各主催者から発表されていますので、最新情報の収集に努めてください。

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-78289.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

９．スイス国内での電話（インフォライン）及びメール相談

（電話）+41 58 463 00 00

（メール）kampagnen@bag.admin.ch

※ 24 時間、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び英語対応

10. スイス国内各州における新型コロナウイルス関連ホームページ

(1) アールガウ州

https://www.ag.ch/de/themen_1/coronavirus_2/coronavirus.jsp

(2) アッペンツェル・アウサーローデン準州

<https://www.ar.ch/verwaltung/departement-gesundheit-und-soziales/amt-fuer-gesundheit/>

(3) アッペンツェル・インナーローデン準州

<https://www.ai.ch/themen/gesundheit-alter-und-soziales/gesundheitsfoerderung-und-praevention/uebertragbare-krankheiten/coronavirus>

(4) バーゼル・ラント準州

<https://www.baselland.ch/politik-und-behorden/direktionen/volkswirtschafts-und-gesundheitsdirektion/amt-fur-gesundheit/medizinische-dienste/kantonsarztlicher-dienst/aktuelles>

(5) バーゼル・シュタット準州

<https://www.coronavirus.bs.ch/>

(6) ベルン州

<https://www.be.ch/portal/de/index/imfokus/Corona.html>

(7) フリブール州

<https://www.fr.ch/de/gsd/gesundheit/vorbeugung-und-foerderung/aktuelle-informationen-zum-neuen-coronavirus>

(8) ジュネーブ州

<https://www.ge.ch/nouveau-coronavirus-covid-19-ex-2019-ncov>

(9) グラールス州

<https://www.gl.ch/verwaltung/finanzen-und-gesundheit/gesundheit/coronavirus.html/4817>

(10) グラウビュンデン州

<https://www.gr.ch/DE/institutionen/verwaltung/djsg/ga/coronavirus/Seiten/Info.aspx>

(11) ジュラ州

<https://www.jura.ch/fr/Accueil/Carrousel/Coronavirus-Information-a-la-population-jurassienne.html>

(12) ルツェルン州

<https://gesundheit.lu.ch/themen/Humanmedizin/Infektionskrankheiten/Coronavirus>

(13) ニーシャテル州

<https://www.ne.ch/autorites/dfs/scsp/medecin-cantonal/maladies-vaccinations/pages/coronavirus.aspx>

(14) ニトヴァルデン準州

<https://www.nw.ch/gesundheitsamtdienste/6044>

(15) オプヴァルデン準州

<https://www.ow.ch/de/kanton/publied/merkblaetter/?pubid=18925&action=info>

(16) ザンクトガレン州

<https://www.sg.ch/tools/informationen-coronavirus.html>

(17) シャフハウゼン州

<https://sh.ch/CMS/Webseite/Kanton-Schaffhausen/Beh-rde/Verwaltung/Departement-des-Innern/Gesundheitsamt-2954701-DE.html>

(18) ソロトゥルン州

<https://so.ch/verwaltung/departement-des-innern/gesundheitsamt/kantonsaerztlicher-dienst/infektionskrankheiten/neues-coronavirus/>

(19) シュヴィーツ州

<https://www.sz.ch/behoerden/information-medien/medienmitteilungen/coronavirus.html/72-416-412-1379-6948>

(20) トゥールガウ州

<https://gesundheit.tg.ch/>

(21) ティチーノ州

<https://www4.ti.ch/dss/dsp/covid19/home/>

(22) ウーリ州

<https://www.ur.ch/themen/2882>

(23) ヴォー州

<https://www.vd.ch/>

(24) ヴァレー州

<https://www.vs.ch/de/web/coronavirus>

(25) ツーク州

<https://www.zg.ch/behoerden/gesundheitsdirektion/amt-fuer-gesundheit/corona>

(26) チューリッヒ州

<https://gd.zh.ch/internet/gesundheitsdirektion/de/themen/coronavirus.html>

11. 在留邦人の皆様におかれましては、新型コロナウイルスに関し、以下のウェブサイトも参考に常に最新情報の収集及び感染予防に努めてください。

○日本国 外務省ホームページ

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○日本国 厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

○日本国 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

○スイス よく寄せられる質問（FAQ）

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/haeufig-gestellte-fragen.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

12. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万が一に備え家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先における情報を迅速に入手するためにも「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記リンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしくお願いします。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

（PC版・スマートフォン版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（モバイル版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

（現地在外公館連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ :

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html